

FF 西東京細則 2024 年

【FFI 及び西東京クラブへの年会費】

第1項

FFI への年会費は西東京クラブ会費とは別に会員から徴収する。

FFI 登録会員からの徴収金額は、その年度の FFI 年会費を支払う前年度末のクラブ会員名簿に FFI 会員として登録された会員から、FFI 規定金額に支払う時点での USD 日本円換算レートをかけた金額とする。

家族会員としてのみ名簿に登録されている会員、及び FFI 会員として登録されている会員からも、家族1単位として一律西東京クラブ年会費 4,000 円を徴収する。

【AC(Ambassador Coordinator)及びHC(Host Coordinator)特典(Earned Seat)】

第2項

渡航 AC(Ambassador Coordinator)奨励金および受入 HC(Host Coordinator)奨励金として、クラブ会計からそれぞれ1万円を支払う。また1～4泊のストップオーバー受入 HC (Host Coordinator) には奨励金として 5,000 円を支払う。

(2017/10/14 役員会決定)

【広報活動】

第3項

クラブ会報は今年(2024 年度)から年1回発行を原則にする。

(2024/1/21 総会決定)

【他のFFクラブ主催の交換活動への参加】

第4項

西東京クラブ会員が、他のFFクラブの渡航、受入などの交換活動に参加を希望する場合、西東京クラブ会長に事前にその旨連絡する。会長は、必要に応じて、交換活動を主催する相手クラブに、適宜連絡や助言を行うものとする。

(2010/8/29 役員会決定)

【フレンドシップフォースクラブ会員外の渡航参加】

第5項

1) フレンドシップフォースクラブ会員以外の方が渡航に参加する場合、FFI 登録会員となる必要がある。西東京会費並びに入会費は入会時に払うものとし、FFI 年会費は個人で MyFF に登録し、各自が入会時に支払うものとする。また、これまで家族会員だった会員が渡航に参加する際にはあらためて MyFF に登録し、渡航前に FFI 年会費を払うものとする。

2) 他クラブの FFI 登録会員が西東京クラブ主体の渡航に参加する際は、他クラブ参加会員が FFI にアンバサダーフィーを払って参加できる。

【交換時の記念品】

第6項

渡航時、相手クラブに記念品を贈呈する場合、記念品は渡航者が用意する。受け入れ時、相手クラブに記念品を贈呈する場合、費用はクラブ会計から支出する。

(2013/4/20 役員会決定)

【新会員の会費】

第 7 項

新たに会員になった方の西東京クラブ会費および FFI への年会費は、FF 西東京クラブ会則第 7 条及び本細則第 1 項及び第 5 項に従う。

以上

附則:

- 1) ZOOM 等の手段により前泊などの必要性がなくなったため補助金は不要と決定。
2022 年 2 月 12 日開 催の定期総会にて報告された。
- 2) 2024 年 1 月総 21 日会にて改定案第 1 項、5 項及び第 7 項が承認された。